

外国政府等において重要な公的地位にある方等の 確認のお願い

当行では、「犯罪収益移転防止法」に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業・事業内容、取引を行う目的などの確認（「取引時確認」といいます）をさせていただいておりますが、平成28年10月1日施行の「改正犯罪収益移転防止法」により、「外国政府等において重要な公的地位にある方」等の確認が追加されました。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「外国政府等において重要な公的地位にある方」等とは、外国において、以下に掲げる職位に相当する職にある方などを指します。

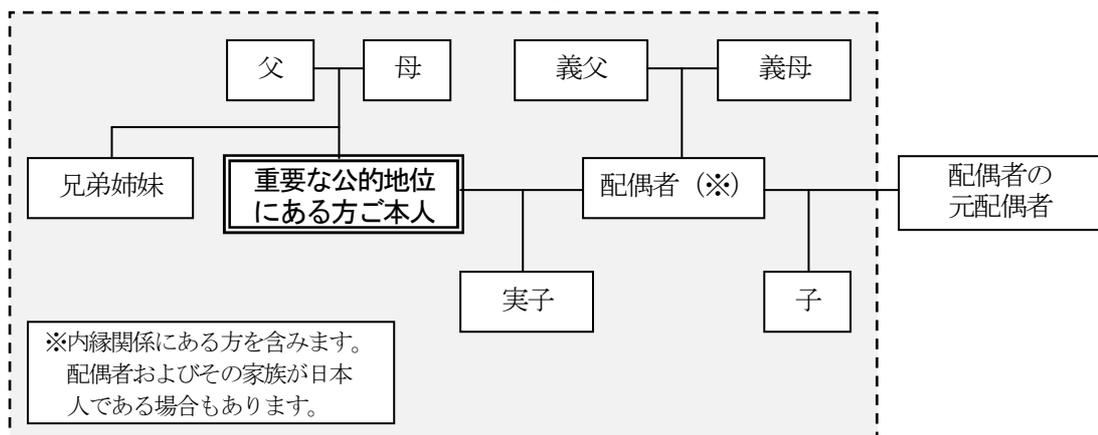
1. 外国において、以下の「重要な公的地位にある方」 または 過去にその地位にあった方

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる方の家族（配偶者（事実婚を含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの方以外の配偶者の父母および子）（下図をご参照ください）

3. 上記1. 2に掲げる方が実質的支配者である法人

「外国政府等において重要な公的地位にある方」の家族の範囲（点線内の方）



「犯罪収益移転防止法」の定めにより、「外国政府等において重要な公的地位にある方」との特定取引^(注)の際には、都度複数の本人確認書類をご提示いただきます。また、200万円を越える取引の際には、資産及び収入の状況も併せて確認させていただきます。

(注) ①口座開設、②200万円を超える現金受払取引、③10万円を超える現金振込・小切手の現金払出等。詳細は窓口でご案内いたします。